

事務連絡
令和2年6月19日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について
(第6報)

新型コロナウイルス感染症に係る就労継続支援事業の取扱い等については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)や「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」(令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)(これまで発出した第5報までについて、以下「就労系事務連絡」という。)等において随時お示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応を行いつつ、今後も利用者に対して必要なサービスが継続的に提供される必要性を勘案し、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)」(令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)において、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」(令和2年5月27日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)でお示ししている取扱いについて当分の間継続する旨等をお示ししたところですが、これに併せ、下記のとおり、就労系事務連絡でお示ししている取扱いに係る今後の対応方針についてもお示しします。なお、本事務連絡の内容をまとめた参考資料を併せて送付しますので御活用ください。

各都道府県、指定都市又は中核市におかれましては、引き続き御配慮いただきとともに、市町村、就労系障害福祉サービス事業所等への周知をよろしくお願いいたします。

記

1. 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用については、就労系事務連絡等において、その柔軟な取扱いを隨時お示ししていたところであるが、今後、年度内における取扱いについては、従前の就労系事務連絡の内容にかかわらず、次のとおりとする（別紙参照）。

- ・ 対象者については、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した場合に対象として差し支えない
- ・ 在宅でのサービスの提供に当たっての要件については、「「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について」（平成30年4月10日付障障発0410第1号）記5（3）にある、離島等に居住している在宅利用者に係る要件として差し支えない
- ・ 在宅と通所による支援を組み合わせても差し支えない

なお、改めて、在宅でのサービス利用については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に加え、障害者の多様な働き方を実現するための支援のひとつでもあることから、新たに在宅でのサービスの提供に取り組む就労系障害福祉サービス事業所に対しては、「在宅における就労移行支援事業ハンドブック」（※）等を参考に在宅利用を希望する者に対する適切なアセスメントの実施、効果的な支援のための個別支援計画の策定、在宅で実施可能な訓練メニューの充実等、在宅利用者に対して効果的な支援を行うよう周知を図っていただきたい。

（※参考）

「在宅における就労移行支援事業ハンドブック」（平成25年～27年度厚生労働科学研究「難病のある人の福祉サービス活用による就労支援についての研究」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000084414.pdf>

（関連事務連絡）

令和2年2月20日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」

令和2年3月9日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」記2

令和2年4月13日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」別紙1（Q&A）問3、問4

令和2年5月13日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第5報）」記1、別添1

2. 就労系事務連絡における上記1以外の取扱いについて
就労継続支援事業等における在宅でのサービス利用以外の取扱いについて
は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応を行いつつ、今後も利用者に対して必要なサービスが継続的に提供される必要性を勘案し、就労系事務連絡において別途期限を示しているものを除き、当分の間継続する。

(添付資料)

別紙 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る取扱い
別添 参考資料（新型コロナウイルス感染症への対応に伴う就労系障害福祉サー
ビスにおける柔軟な取扱い（令和2年6月19日版））

共通事項

基本報酬の算定 当分の間継続	通所（又は対面）での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合等において、利用者の居宅等でできる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同様のサービスを提供しているものとして報酬の算定が可能（2月20日付け事務連絡（第2報）*1）
-------------------	---

就労継続支援A型

基本報酬の算定区分 当分の間継続	*令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて（第2報）」
賃金の支払い 当分の間継続	生産活動収入の減少が見込まれるときには、災害その他やむを得ない理由がある場合と見なし、自立支援給付費を充てることが可能（就労系第1報）
経営改善計画の策定 当分の間継続	都道府県等が認める場合には、その策定の猶予が可能（就労系第2報）
暫定支給決定*2 今年度内	暫定支給決定期間内にアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合においても、できる限り実施した支援の実績等からサービスの継続等を判断すること等が可能（就労系第4報）
在宅でのサービス利用*2 今年度内	在宅によるサービス利用の要件（対象者・事業運営）を一部緩和した取扱いなどが可能（就労系第6報）

就労継続支援B型

基本報酬の算定区分 当分の間継続	前年度に代えて前々年度の平均労働時間を基本報酬の算定区分とすること等が可能（就労系第1報）
工賃の支払い 当分の間継続	新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、自立支援給付費を充てることが可能（就労系第2報）
就労アセスメント 今年度内	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村において就労面に係る課題等の把握がなされていれば、就労アセスメントと同等として取り扱って差し支えないこと（就労系第4報）
在宅でのサービス利用	*2と同じ

就労移行支援

支給決定期間の更新 今年度内	年度内に利用期間が終了する者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であったこと場合においては、最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することが可能（就労系第4報）
暫定支給決定	*1と同じ
在宅でのサービス利用	*2と同じ

就労定着支援

基本報酬の算定 (月1回以上の対面支援) 当分の間継続	対面での支援を避けることがやむを得ない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能（就労系第3報）
-----------------------------------	---

※ 上記は主だったものを簡略化して記載したものであるため、詳細は各事務連絡を確認いただくようお願いします。

就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る取扱い

	現行*1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る従前までの柔軟な取扱い*2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る今後の取扱い（6/19就労系第6報記1）
利用者	離島等以外 ・通所利用が困難で、 ・在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した場合	離島等 (同左)	感染拡大防止の観点から、在宅でのサービス利用を希望する者は広く対象として差し支えない（4/10就労系第4報Q A問3）
事業運営等	・運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記 ・指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出	(同左)	・在宅でのサービス利用を希望する者であって、 ・在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した場合
	① 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューの確保 ② 1日2回連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応 ③ 緊急時の対応 ④ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保 ⑤ 事業所職員の訪問又は利用者の通所により評価等を1週間につき1回は行う ⑥ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行う ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない	(①～④、⑦は同左) ⑤' 訪問又は通所による評価を、電話・PC等による評価等に代替可 ⑥' 利用者の通所による評価を、事業所職員による訪問による評価も可	・運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記 ・指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出
その他			適切な在宅での支援が可能と市町村が認める場合には、要件の一部を適用しないなど柔軟な取扱いをして差し支えない（4/10就労系第4報Q A問3）
			現行の「離島等」の取扱いと同様
			在宅と通所を組み合わせた支援可

*1 平成30年4月10日付障障発0410第1号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について

*2 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る柔軟な取扱いについては、令和2年2月20日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」から随時示していたところであるが、今後、年度内に限り、就労系第6報に示した取扱いを基本とする